

免許証の返納は、この書類によって行ってください。

様式第1（第4条関係）

記入例

この記入例は、他書類記入例と連動しています。

免許証返納届出書

平成30年 9月15日

日付は受付日。
廃業の場合は変更届出書の届出日と同日。

宮崎県知事 殿

届出者氏名 株式会社都城北原町不動産

法人の場合、代表者の役職名から記入。 代表取締役 宮崎花子



住所 宮崎県都城市北原町24-21
北原ビル101号

・法人の場合、
会社の代表者印
・個人の場合、
代表者の個人印
※会社印ではない。

宅地建物取引業法施行規則第4条の4第1項（第2項）の規定により免許証を返納します。

返納の理由 理由を明確に記入。

該当しない項は消去。

宅地建物取引業を廃止するため。

- 免許証の返納（宅地建物取引業法施行規則第4条の4）
以下のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に免許証を返納しなければならない。
- (1) 第1項
- ① 免許換えを行い、既存の免許が効力を失ったとき
 - ② 法第66条又は第67条第1項の規定により免許を取り消されたとき
 - ③ 亡失した免許証を発見したとき
- (2) 第2項
- 法第11条の規定により廃業等の届出をしなければならないとき
- ・（個人業者）宅地建物取引業者が死亡した場合
 - ・ 法人が合併により消滅した場合
 - ・ 宅地建物取引業者について破産手続開始の決定があった場合
 - ・ 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合
 - ・ 宅地建物取引業を廃止した場合